

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税のグリーン化として、新規登録の低公害車を排出ガスの低減レベル等に応じて軽減し、車齢11年を超えるディーゼル車や車齢13年を超えるガソリン車を重課するほか、低公害車の取得に係る自動車取得税を軽減する自動車取得税の軽減措置を実施。 地方運輸局を通じた地方公共団体、運輸業界、産業界への啓発活動・指導を実施。 	平成14年12月末時点で381万台の低公害車が普及している（平成13年3月末63万台）。	新車販売される自動車の62%が低公害車となっており（2002年12月）、今後はより環境性能の優れた自動車に税制上の優遇対象を絞りこんだ上で、さらに普及を促進する必要がある。	①平成15年度より、自動車税のグリーン化、自動車取得税の軽減措置について、環境性能の高い自動車に対象を絞り込むとともに、新たに低PM認定車等に対する措置を創設する。また、地方運輸局を通じた地方公共団体、運輸業界、産業界への啓発活動・指導を引き続き実施する。
ロ. 歳出改革					
総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度政府予算案において「建設技術研究開発助成制度」で2.5億円を確保 	平成14年度予算に対して1千万円の増。技術研究開発の競争的環境の形成に貢献	現状の規模は十分でなく、今後も更なる拡充を目指す必要がある。	②平成15年末・16年度概算要求において、競争的資金の予算拡充を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術研究開発助成制度」についてプログラムオフィサーの配置を検討 	プログラムオフィサーを併任で1名配置する予定		②平成15年末・プログラムオフィサーによる制度運営等により、評価体制の整備を進める。
		平成15年度政府予算案において「運輸分野における基礎的研究推進制度」で3.89億円を確保。	ほぼ昨年度並みの予算額を確保。競争的環境下の基礎研究の推進に貢献。	今後も着実に拡充を図ることが重要。	①②16年度概算要求において、競争的資金の拡充を図る。 ③中期目標期間中に着実に競争的資金の拡充を図る。
		「運輸分野における基礎的研究推進制度」において、プログラムオフィサーの予算定員要求を行った。		評価体制の着実な整備を図る。	①②③プログラムオフィサー、プログラムディレクターの計画的配置を進める。

<p>総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ITなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成15年度政府予算案において「準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発」で4.0億円を確保。</p>	<p>(平成15年度新規)</p>	<p>新規課題であり、技術開発を着実に進めることが重要。</p>	<p>①平成15年度技術開発開始に向けた準備を行う。 ②準天頂衛星システムによる高精度な衛星測位環境の整備のため、準天頂衛星システムを利用した高精度測位補正技術等の技術開発について、国として取り組んでいく。 ③引き続き技術開発に取り組む。</p>
<p>総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。</p>		<p>平成15年度政府予算案において「準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発」で4.0億円を確保。</p>	<p>(平成15年度新規)</p>	<p>新規課題であり、技術開発を着実に進めることが重要。</p>	<p>①平成15年度技術開発開始に向けた準備を行う。 ②準天頂衛星システムによる高精度な衛星測位環境の整備のため、準天頂衛星システムを利用した高精度測位補正技術等の技術開発について、国として取り組んでいく。 ③引き続き技術開発に取り組む。</p>
<p>総務省及び関係府省は、第4世代移動通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ITの産学官研究開発を推進する。</p>		<p>平成15年度政府予算案において「準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発」で4.0億円を確保。</p>	<p>(平成15年度新規)</p>	<p>新規課題であり、技術開発を着実に進めることが重要。</p>	<p>①平成15年度技術開発開始に向けた準備を行う。 ②準天頂衛星システムによる高精度な衛星測位環境の整備のため、準天頂衛星システムを利用した高精度測位補正技術等の技術開発について、国として取り組んでいく。 ③引き続き技術開発に取り組む。</p>
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>既存のデータとなる数値地図25000のデータ作成が完了。</p>	<p>14年度末の公開予定である</p>	<p>インターネットで公開するための準備作業</p>	<p>①インターネットでの公開に向けての準備を行う ②システム及びデータのメンテナンスを行う ③引き続きメンテナンスを行う</p>

		<p>・今後の急速な高齢化の進展を見据え、積雪寒冷・広域分散型の北海道の地方部において特に喫緊の課題となっている地域医療の充実を図るため、地方の高齢者等の高次医療受診機会の確保に資する医療情報ネットワーク及びIPv6を活用した遠隔健康管理支援システムを構築し、高次・地域医療機関と地域住民との間で遠隔医療の実証実験を行い、その有効性を検証するとともに、遠隔医療を導入した新たな仕組みづくりについて検討を行っている。</p>	<p>・14年度末に取りまとめを予定</p>	<p>・14年度末に取りまとめを通じて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・調査結果取りまとめ</p>
<p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	国土交通省	<p>・北海道に豊富に存在する水素資源を利用し、燃料電池から発生する電気及び熱の地域内有効活用法を確立するため、北海道大学の水素貯蔵・運搬システムの耐久性・効率・反応速度などの特性把握のための実証実験、都市再開発や建物の整備手法の検討、制度面での基盤整備の検討を進め、標準的な導入マニュアルを作成することにより、燃料電池活用型の街づくりを展開。</p>	<p>・14年度末に取りまとめを予定</p>	<p>・14年度末に取りまとめを通じて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・調査結果取りまとめ</p>
		<p>・燃料電池の分散配置、安全な水素供給や効率的なエネルギー利用ネットワーク構築に関する実証試験を行い、燃料電池を活用したクリーンな街づくり構想のためのモデルプランを策定する。また、燃料電池の実用化・普及による地域エネルギー供給事業等燃料電池関連産業の育成方策を検討する。(予算額2.8億円)(新規)</p>	<p>・15年度新規施策</p>	<p>・施策の実施を踏まえて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・調査計画の検討 ・検討委員会の開催 ②平成15年末 ・実証実験の開始 ・検討委員会の開催 ③それ以降 ・実証実験の実施 ・検討委員会の開催</p>

		<p>・エネルギー自立型の農村社会を目指すため、家畜ふん尿の嫌気性発酵によりバイオガスを発生させる別海資源循環試験施設を活用し、バイオガスから水素を発生するための改質及び生成した水素の貯蔵に必要なプラントを整備することにより、燃料電池の安定的運転を実証すると共に、通年のエネルギー効率および二酸化炭素の削減効果に関する調査研究を行う。(予算額13.7億円)(新規)</p> <p>・住宅用燃料電池の開発状況等について情報収集した上で、燃料電池の導入対象となる住宅の条件の検討、住宅への燃料電池の導入にあたっての課題の整理を実施した。</p>	<p>・15年度新規施策</p> <p>・燃料電池の住宅への導入に向けたモデル的実証実験における検討項目の抽出がなされた。</p>	<p>・施策の実施を踏まえて課題を明らかにすることとしている。</p> <p>・燃料電池の住宅への導入のための検討には実証データの収集が不可欠である。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・プラント設計・整備</p> <p>②平成15年末 ・プラント設計・整備 ・研究の実施</p> <p>③それ以降 ・研究の実施</p> <p>③燃料電池の住宅への導入に向けた技術開発を推進するため、用途や規模、立地等を勘案したモデル的実証実験を実施する。</p>
国土交通省は、職住近接の街づくりを推進する。また、堤防上の土地利用の規制を緩和し水辺都市再生を促進する。	国土交通省	職住近接型の良質な住宅の供給等を行う住宅市街地整備総合支援事業を推進した。	住宅市街地整備総合支援事業を158地区で実施。	職住近接の街づくりに資する事業をより一層推進する。	職住近接型の良質な市街地住宅の供給を図る事業に対し重点的に配分予定。
農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。	国土交通省	・積雪寒冷地において、家畜排せつ物等をバイオマスとして利活用する資源循環システムを確立するため、バイオガスプラントを北海道内2箇所に建設し、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等の適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証試験を実施している。	・14年度末に中間取りまとめを予定	・14年度末に中間取りまとめを通じて課題を明らかにしてゆくこととしている。	<p>①第156回国国会会期末 引き続き実証試験を実施</p> <p>②平成15年末 引き続き実証試験を実施</p> <p>③それ以降 16年度末までに最終取りまとめを予定</p>

<p>関係府省は、ITを利用した無医地区をはじめとする医療ネットワークの整備を引き続き推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・今後の急速な高齢化の進展を見据え、積雪寒冷・広域分散型の北海道の地方部において特に喫緊の課題となっている地域医療の充実を図るため、地方の高齢者等の高次医療受診機会の確保に資する医療情報ネットワーク及びIPv6を活用した遠隔健康管理支援システムを構築し、高次・地域医療機関と地域住民との間で遠隔医療の実証実験を行い、その有効性を検証するとともに、遠隔医療を導入した新たな仕組みづくりについて検討を行っている。</p>	<p>・14年度末に取りまとめを予定</p>	<p>・14年度末に取りまとめを通じて課題を明らかにすることとしている。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・調査結果取りまとめ</p>
<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。また、国土交通省は、平成14年度から利用運送事業者等の取組みを促進するための参入規制の見直し等により環境負荷低減型物流への転換を進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・京都議定書に定められた二酸化炭素排出量の削減に向け、本年度より、幹線輸送において、荷主・物流事業者等の関係者が協力して計画的に鉄道・海運へのモーダルシフトや共同輸送化等の実証実験に取り組む場合に、一定の環境負荷低減効果が認められるものに支援を行っている。 本年度においては、事業者から応募された実証実験計画の中から二酸化炭素排出量削減効果の高い案件に対し認定を行った。</p>	<p>・鉄道・海運へのモーダルシフト等の実証実験の実施により二酸化炭素排出量の削減が図られた。</p>	<p>・計画内容どおりの実証実験の実施。</p>	<p>①実証実験計画の公募を行う。 ②事業者から応募された実証実験計画の中から二酸化炭素排出量削減効果の高い案件に対し認定を行い、実証実験を支援する。 ③実証実験の実施結果を分析・評価した後、広く世間に公表することにより、モーダルシフトや共同輸送化等の取組みを普及させる。</p>
<h2>八. 規制改革</h2>					
<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第11号）及び鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成15年国土交通省令第12号）を平成15年2月14日に公布した。</p>	<p>・今般の法改正により、第一種利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への緩和、第二種利用運送事業の幹線輸送モードへの海運の追加、運賃・料金の事前届出制の廃止等により、利用運送事業の活性化、効率化が図られることとなる。</p>	<p>・改正法の施行に向け、運用上の措置について整備する必要がある。</p>	<p>①運用上の措置を整備し、「鉄道事業法の一部を改正する法律」を平成15年4月1日に施行する。 ②施行済 ③施行済</p>

<p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年5月に、国土交通省、経済産業省、環境省の三省副大臣からなる燃料電池プロジェクトチームにおいて、燃料電池の実用化・普及の加速化に向けて、今後拡充・強化すべき施策を取りまとめた「燃料電池プロジェクトチーム報告書」を作成。 ・平成14年10月に、内閣官房及び関係省庁からなる「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において、燃料電池に係る規制について政府全体として安全性の確保を前提とした包括的な規制の再点検を実施</p>	<p>・燃料電池自動車の安全性等に関する基準を策定するために必要となるデータ項目を整理した。 ・平成14年12月、官邸、国土交通省等に燃料電池自動車の試験的な市販第一号車を導入。</p>	<p>燃料電池自動車を大量生産するために必要となる型式指定の取得が可能となるよう、燃料電池自動車に係る安全性等に関する基準を策定する。</p>	<p>①課題を踏まえて、再点検結果に基づき、燃料電池に係る個々の規制の見直しを平成16年までに実施。</p>
<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築 ○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせて実施。</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築 ・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築 ・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築 ②平成15年度末 ・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。 ・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。</p>

(2) スーパー中枢港湾の育成

・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。

・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた（H14. 11. 29）。

(2) スーパー中枢港湾の育成

・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。

・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。（東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市）

(2) スーパー中枢港湾の育成

・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現

・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成

(2) スーパー中枢港湾の育成

①第156回国国会会期末

・平成15年2月24日に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。
・候補となった港湾管理者は

1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革促進、

2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、

3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、

を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成

②平成15年末

・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定

③それ以降

・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施

・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。

H14. 10. 7 第一回委員会開催
H14. 12. 6 第二回委員会開催
H14. 12. 11～H15. 1. 14 スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募
H15. 1. 20～21 応募者からのヒアリングを実施。

・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。

①第156回国国会会期末
・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。